

第5章 国民融和へのハードル

はじめに

民政移管後、ナイジェリア国内でのさまざまな対立がこれまで以上に表面化してきた観がある。軍事政権下では覆い隠され、場合によっては力で押さえ込まれてきた要求や運動が、メディアを通じて人々の知るところとなったのもその一因であろう。それらの中には石油産出地域における住民の権利要求のように、独立以来、連綿と続いてきていながら、歴代政権の形式的な対応のみで「決着」させられてきたものが少なくない。また多民族、多宗教の社会が必然的に内包している対立の契機が、政治権力の移行をきっかけとして顕在化した点も否めない。いずれにしても国内の利害が十分に調整されない、あるいは相互に矛盾・衝突したことから、紛争・対立へと発展してきたと見るのが妥当であろう。

たとえばシャリーアをめぐる対立などは、いわば回帰性の問題であった。過去においても1979年憲法の制定過程や、施行されるには至らなかった1989年憲法の起草過程で激しい論議があったばかりでなく、ババンギダ軍事政権によるイスラム諸国機構加盟をめぐっても国内を二分する論争が生じた。いずれの場合も、当時の政権によりあいまいな「決着」が図られ、問題自体が先送りにされてきた経緯がある。今回の選挙でも争点とはならず、新政権発足後になって表面化する結果となった。

もちろん、これを移行期にありがちな混乱として、一時的なものと捉えることはできる。これまでのやり方であれば、権力層の中で妥協が図られ、決定的な対立をもたらさぬように制度を運用できたかもしれない。しかし、今日のナイジェリアの状況はやや異なっている。あえてゲームにたとえれば、新たなプレイヤーの登場によって様相は複雑化しており、もはやリセットできないところまで事態は深刻化しつつある。石油産出地域に典型的にみられるように、同様の事態が連鎖的に発生し、対立は複層化、その根はさらに深くなっているように見受けられる。

以下では、深刻の度を増しつつある問題のいくつかをピックアップし、その様相を描き出すとともに、そこに横たわる政権の課題について考える。

第1節 石油産出地域問題 ナイジャー・デルタ地域

近年、ナイジェリア南東部の石油産出地地域において、地域住民が政府や多国籍石油企業に対して政治的・経済的諸権利を要求する運動が活発化してきており、大きな社会問題となっている。

1999年5月、民意によって選出されたオバサンジョ新大統領はその大統領就任演説において、山積する国内の政治経済問題のなかでもナイジャー・デルタ地域における住民の権利要求問題の早期解決をその最重要課題とした。そして、同地域への重点的な資金環流と経済・社会インフラを整備するために、ナイジャー・デルタ開発委員会(Niger Delta Development Commission: NDDC)法案を国会に提出し、現在審議を行っている。こうした石油産出地地域の問題は、ナイジェリア経済を支える石油収入に重大な悪影響を与えるという経済問題としてのみならず、政権の不安定化を招く極めて政治的な問題でもあるといえよう。

1. 石油産出地域問題の歴史と現状

ナイジェリアにおける石油生産が始まった 1950 年代末から現在にいたるまで、石油産出地域の住民は、原油流出事故、河川・海洋汚染、随伴ガス焼却処分に伴う騒音公害・大気汚染、掘削時の泥水（Muds）・岩石堀屑（Cuttings）の廃棄、油井の噴出、タンクローリー・パイプライン・貯蔵施設の事故による原油及び石油製品流出等の石油生産に絡む環境破壊と、生活基盤の崩壊という甚大な被害を被ってきた。

しかしながら、ビアフラ内戦（ビアフラ戦争）終結後の歴代政権は、地域間均衡発展を大義名分に、政権に絶大な影響力を有し、経済的後進地域でもある北部地域の開発を優先し、石油産出地地域を含む南東部地域を低開発状態においた。実際、1970 年代以降の政府歳出にみられる地域配分比率では、約 40%を占める北部に対して東部は 20%強と半分程度しか予算が配分されておらず、北部地域優遇政策が続いていた¹。

また、60 年の独立当初、石油産出地地域には鉱区借地料（Mineral rents）とロイヤルティ収入の 50%が配分されていたが、この割合は布告による法改正を通じて段階的に削られていった（70 年 45%、75 年 20%）。第二 2 共和制下では連邦勘定のそれぞれ 2%、1.5%のみが石油産出州・地域に配分されることとなり、ブハリ軍政下ではその財源が連邦勘定から連邦石油収入のみに限定された²。このように、連邦制下において石油産出地域住民が政治的、経済的に周縁化していくなか、連邦政府や国際石油資本に本格的な権利要求運動を開始したのが、オゴニ人作家ケン・サロ＝ウィワ率いるオゴニ人生存運動（Movement for the Survival of Ogoni People: MOSOP）であった。

オゴニ人は人口約 50 万人に満たない言われる少数民族であり、その生活圏であるオゴニランド（約 1,000 平方 km）は、行政区分的にはナイジェリア南東部リバーズリバーズ州下の 3 つの地方政府（Local Government）Gokana, Khana, Tai-Elleme に属している。111 の村落に居住するオゴニ人の大部分が農業と漁業を主な生業としているが、わずか 40km 四方のオゴニランドには、96 の油井、2 つの製油所、石油化学プラント、石油・天然ガス輸送パイプラインが集中しており、原油生産に絡む環境破壊の被害によってその生業自体が脅かされ、生存の危機にあった。また、オゴニはリバーズリバーズ州内にあっても少数民族であるために、多数民族による政治的、経済的な周縁化の憂き目にもあっていた。こうしたなか、かつてリバーズリバーズ州教育省長官を経験したこともあるオゴニ人作家のケン・サロ＝ウィワは、90 年にオゴニ人生存運動（MOSOP）を結成して民族の組織化を図るとともに、オゴニ地域住民代表とともに「オゴニ人権宣言」を採択し、当時のババンギダ軍事政権に対して自治権を要求した（91 年に追加条項を採択）。その内容は、政治的自決（自治）権の付与、石油資源による収入の財政管理及び地域開発権、政治・行政組織内におけるオゴニ人の適正な配置、文化・言語・宗教等の自由、環境被害の完全補償、環境保護権、等であった。

そして、92 年 12 月には、国際石油資本に対して、1958 年から現在にいたるまでオゴニランドで産出された原油 6 億 3,400 万バレルの鉱区借地料とロイヤルティとして 60 億ドル、環境破壊に対する補償として 40 億ドルの損害賠償を請求し、翌 93 年、MOSOP は数度の抗議デモ行進を主導するなど、アムネスティー、グリーンピース等の国際的な支援や巧みなメディア操作による世論醸成を後盾にしつつ、その運動を拡大していった。こうした動きのなかで、

国際石油資本はオゴニランドでの石油生産操業を停止せざるをえない状況に追い込まれていったのである³。

石油に絡む資金の流れを阻止しかねない MOSOP の運動に対して危機感を抱いた軍事政権は、MOSOP の指導者層や伝統的首長の一部を抱え込み、政権側に協力する穏健派グループを利用することによって運動の分裂化を図る一方、サロ＝ウィワを中心とする MOSOP 活動家を数次にわたって逮捕するとともに、オゴニ地域に機動隊や治安警察を動員して運動の鎮圧に乗りだした。そして 94 年 5 月、軍事政権に協力的な 4 人のオゴニ人首長が殺害される事件が起こると、それを契機にサロ＝ウィワら MOSOP 活動家 16 人を逮捕された。長期の拘留の後に南東部の都市ポートハーコートで非公開の特別軍事法廷でサロ＝ウィワら 9 人に死刑判決が下され、わずか 10 日後には国際世論の反対を押し切る形で刑が執行されたのである。これを受け、英連邦は加盟国の資格停止処分を発表、主要国は武器禁輸やナイジェリア政府高官の渡航を制限し、20 カ国以上の駐ナイジェリア大使が召還されるなど、多くの国や組織が様々な制裁に踏み切った。しかしながら、石油禁輸という最も有効な経済制裁はイギリス英・アメリカ米国の消極姿勢から実現されなかったために、ナイジェリアにとって大きなダメージとはならず、逆に、ナイジェリア政府は国際社会の制裁を内政干渉として強く非難するとともに、各国の駐在大使を召還するなど報復措置を講じた。その後、MOSOP は内部分裂を起こし、その運動も治安当局による鎮圧行動によって徐々に沈静化されていった。

しかしながら、ケン・サロ＝ウィワ率いる MOSOP の権利要求運動が投じた一石は、周辺の石油産出地地域住民による運動となって拡大していった。これら運動の多くは、MOSOP が採択した「オゴニ人権宣言」の主張やその運動をモデルとしているが、特に過激派青年層による石油パイプラインや石油施設の破壊・占拠、石油労働者の誘拐といった石油生産妨害活動はエスカレートする傾向にあり、新政権下においても治安当局と民族集団との衝突により既に数百人以上が死亡したといわれている。

2. 軍事政権及び国際石油資本の対応

既に記したように、歴代政権は連邦政府の石油収入を最大化するために、石油産出地地域に認められてきた様々な経済的権益を減ずる政策を講じてきた。しかしながら、MOSOP 等石油産出地地域住民の権利要求運動が拡大するにつれ、何らかの具体的な施策を講じざるをえなくなっていた。

その施策の代表的なものが、92 年に発足した石油産出地地域開発委員会 (Oil Minerals Producing Areas Development Commission: OMPADEC) である。ババンギダ政権は、連邦石油収入から石油産出州に配分されていた 2% の予算を 1% に削減するとともに、石油産出地域に配分されていた 1.5% の予算を環境改善と開発のためとして 3% に引き上げた⁴。OMPADEC は、この石油産出地地域へ配分される予算を社会・経済インフラ整備に投資することを目的に発足した委員会であり、本部をポートハーコート、事務所を 8 州 (アビア、アクワイボム、クロスリバー、デルタ、エド、イボ、オンド、リバーズリバーズ) に設置している。94 年から 96 年にかけて 200 弱の開発事業を策定、連邦政府より 87.1 億ナイラ (94 年 25.2 億ナイラ、95 年 31.5 億ナイラ、96 年 30.4 億ナイラ) が配分された⁵。しかしながら、同委員会が地域住民との協議をほとんどせず一方的な開発プロジェクトを行っていること、同委員会の予算管

理が放漫であることなどから、96年2月には委員会執行部が腐敗・汚職と失策を理由に更迭されており、委員会自体の改革・廃止も検討されていた。また、99年の一般予算では、153億ナイラが石油産出地地域のインフラ整備に配分されているものの、州・地方政府の低い行政能力により、資本投資の効果については疑問がもたれている。

他方、国内外から激しい非難を浴びた国際石油資本は、インフラ整備や環境破壊の損害補償は政府側の責任であると主張しながらも、道路舗装、電力・水供給、保健センター・学校建設、奨学金給付等のプロジェクトを行っている。また、95年には、世銀等の支援を得てナイジャー・デルタ地域の環境実態調査（Niger Delta Environmental Survey: NDES）を開始するなど一定の努力を行っているが、地域住民との緊張状態は依然として続いており、相次ぐ石油生産妨害活動のために各地で操業を中止せざるをえなくなり、国際石油資本、連邦政府ともに大きな被害を被っている。

3. オバサンジョ政権の対応策と今後の課題

オバサンジョ政権は、OMPADECを廃止する方針を固めるとともにこれに代わる組織として新たにナイジャー・デルタ開発委員会（NDDC）の設置を柱とするNDDC法を制定することでの絞った資金還流と石油産出地地域開発を計画しており、現在国会での審議を行っている。NDDCには、連邦石油収入の13%を配分することになっており、国際石油資本も資金援助を確約しているが、OMPADECと何ら変わらないとの批判もあり、石油産出地地域住民の要求をどこまで受け入れることができるものなのかはNDDC法の制定を待たねばならない。

石油産出地地域住民の権利要求運動は、環境・人権・少数民族問題等とともに、政治的には、新州創設や地方政府制度の導入を通じて、各民族へと権力を分散するなかで安定してきたかにもえた連邦制の脆弱さを浮き彫りにしていった。また、経済的には、連邦制の求心力として機能してきたかにもえた石油収入の財政配分システムの危うさを提起する契機となった。更に、各政府レベルの行政機構が、政治的・経済的に機能不全を起こしていることを露呈したことも指摘できよう。

今後、オバサンジョ政権は石油産出地地域に偏重した予算を編成せざるをえず、これまでの均衡発展という地域間公正を基準にした資源配分システムは崩れることとなることから他地域の民族からの反発は必至である。また、石油産出地地域民族の政治的自治権要求も連邦制の根幹を揺るがすものであることから、慎重な舵取りが迫られるであろう。

その意味で、従来のナイジェリア政治・経済問題につながっていく、石油産出地地域問題の解決は、オバサンジョ政権の安定化にとって大きな試金石といえるかもしれない。

第2節 シャリーア導入をめぐる対立

1. シャリーア問題の再燃

シャリーア（イスラーム法）の導入をめぐる問題は、これまでもしばしば憲法制定過程で激しい論議を巻き起こし、北部を中心とするムスリムと南部を中心とするクリスチアンの対立を先鋭化させる要因となってきた。このシャリーア・ポリティクスともいべきナイジェリア現代政治の古くて新しい問題が、いまオバサンジョ政権下で再燃しようとしている。

この直接の発端は、1999年9月19日、ナイジェリア北西部ザンファラ州のアハメド・サ

ニ知事が、州都グサウのアリ・アキル広場で集会を開き、同州政府がシャリーアを正式に導入するための準備を進めていると公表したことにある。そして、サニ知事は、10月8日にはローカル・ガヴァメントとディストリクトのレベルに三種類のシャリーア裁判所を開設する権限と州レベルにシャリーア控訴裁判所を開設する権限を知事に認める法案にそれぞれ署名し、このシャリーア関連二法が同月27日に施行されたのである。

こうしたザンファラ州のシャリーア導入の動きに対して、当然のことながらクリスチャン側からは強い反発と抗議の声が上がった。特に、ナイジェリアを代表するキリスト教圧力団体であるナイジェリア・キリスト教協議会（Christian Association of Nigeria: CAN）は、ザンファラ州によるシャリーア導入を同州のクリスチャンの人権を侵害するばかりか、ムスリムとクリスチャンの宗教対立を煽り、さらには世俗国家ナイジェリアをイスラーム化しようとするムスリム勢力の策略であるとして強く非難した。そして、12月に入ると、CANはザンファラ州のシャリーア導入とナイジェリアのイスラーム諸国会議機構メンバーシップに抗議するデモや集会を全国各地で一斉に展開した。

2. 憲法とシャリーア

そもそもシャリーアは、ムスリムが多数を占めるナイジェリア北部地域では植民地化以前から広く導入されていた。また、植民地時代においても、シャリーアにもとづく北部の伝統的司法制度はイギリスの間接統治政策のもとで温存され、1956年には司法制度改革の一環としてムスリム控訴裁判所が正式に設置されている。そして、同裁判所が60年の独立を契機にシャリーア控訴裁判所へと改組された。その後、ナイジェリアはクーデターをへて軍政へと移行し、軍事政権下で設置された憲法起草委員会が76年に民政移管のための新しい憲法草案を発表した。ところが、その草案においては、従来どおり必要に応じて州レベルのシャリーア控訴裁判所の設置を認めるほかに、新たに上級の連邦レベルのシャリーア控訴裁判所を常設することが提案されていた。シャリーアの適用範囲を、それまでの北部から南部を含めた連邦全体へと拡大させようとするこの提案に対して、クリスチャン側は、政教分離の原則を侵害するものとして強く反発した。この国家を二分したシャリーア論議は、その後新憲法制定のために開設された制憲議会において、ムスリム議員とクリスチャン議員の間の激しい対立へと発展し、結局、オバサンジョ軍事政権の介入によって、79年憲法ではシャリーア控訴裁判所を州レベルにのみ限定することで決着が図られた。

1999年憲法におけるシャリーア関連の規定は、79年憲法の規定をほぼ踏襲した内容となっている。すなわち、99年憲法においては、アブジャ連邦首都と必要に応じて州にシャリーア控訴裁判所が設置されるものとされたが、上級の連邦シャリーア控訴裁判所を設置するという規定は盛り込まれなかった。また、99年憲法は、州シャリーア控訴裁判所の司法権限を基本的に関係者がムスリムである場合の婚姻、相続、遺言、贈与といったイスラーム個人法と規定した。しかし、同時に99年憲法には、79年憲法と同様、州シャリーア控訴裁判所の司法権限を州法によって別に定めることができるとの規定があり、窃盗者の手を切り落とすといった犯罪への厳しい刑罰や利子の禁止といった経済活動への規制などを含む、より包括的なシャリーア導入の可否が曖昧なままにされていた。

こうしたシャリーアに関する1999年憲法規定の曖昧さが、ザンファラ州のシャリーア導入

問題をより複雑化させる一因となった。たしかに、99年憲法の規定に照らせば、少なくともザンファラ州が州シャリーア控訴裁判所を設けること自体は合憲的措置といえる。しかし、同州が憲法に明記されていないシャリーア裁判所という地方政府やディストリクトのレベルの下級司法機関を新たに創設しようとしている点、同州がシャリーアを憲法の定める婚姻や贈与といった事項を越えたより広範な範囲に適用しようとしている点、そして、それに伴って非ムスリム住民がシャリーアの適用を受け、あるいはその生活に様々な制限が加えられる可能性があるという点などが憲法との関わりで問題とされた。99年11月には、こうした諸点を憂慮した連邦政府が、ザンファラ州政府のシャリーア導入措置を憲法の精神に反するものとして批判している。

これに対して、ザンファラ州のサニ知事は、同州をイスラーム州と宣言したり、イスラームを同州の公認唯一宗教にする意図はなく、シャリーアはあくまでもムスリムとその適用を望む者のみが対象となる法体系であり、同州のシャリーア導入措置は1999年憲法の精神に合致したものであると主張した。

3. シャリーアという政治問題

しかし、ナイジェリアにおけるシャリーア問題は、これまでしばしば憲法との関わりで論議されてきたが、その核心は、憲法がシャリーアの適用をどこまで認めるか、あるいはその実際の運用が合憲か違憲かといった純粋な憲法論議というよりも、むしろシャリーア導入を推進しようとするムスリム保守派勢力と、それを周到なイスラーム化の戦略とみなして危機感を募らせるクリスチャン勢力の間の、確執と妥協をめぐる政治問題であったといえる。そして、ザンファラ州のシャリーア導入もまた、憲法論議よりもむしろ政治問題に火をつけた。前述したとおり、クリスチャン側はシャリーア導入に強く反発して各地でデモや集会を開催し、他方、ムスリムのなかにはザンファラ州政府の決定を支持し、シャリーアのより広範な適用を求める声が相次いだ。1999年10月には、サウジアラビア、パキスタン、スーダン、シリアの駐ナイジェリア大使ら一行がザンファラ州を訪れ、同州知事に対してシャリーア導入政策への支援と協力を約束し、11月には、ナイジェリア・イスラーム問題最高評議会の代表であるソコト・スルタンのムハンマド・マッシドがザンファラ州のイニシャティブへの支持を表明している。また、カノ、ケビ、ソコト、カッチーナ、ヨベといった諸州でも、ザンファラ州を嚆矢としてシャリーア導入の動きが本格化し始めている。

シャリーア導入にあたって、サニ知事は、40のシャリーア関連裁判所を州内各地に設置し、2000年1月27日より業務を開始するという方針を打ち出した。そして、1999年11月には、裁判官などの養成のために、約1750名の志願者をザンファラ州からサウジアラビアへと派遣するという大規模な研修計画が公表されている。

果たしてザンファラ州のシャリーア導入計画が予定どおりに進められるのか、シャリーアは実際にどの程度の範囲に適用されるのか、ザンファラ州に次いで他の北部諸州でもシャリーアが導入されるようになるのかなど、シャリーア問題をめぐる行方は依然として不透明であり、予断を許さない。

ナイジェリアにおけるシャリーア問題は、いうまでもなくクリスチャンにとってもムスリムにとっても実にセンシティブな問題である。それは多分にポリティクスであり、これまでもシ

シャリーア論議が巻き起こるたびに、軍事政権の強力なイニシャティブによって政治決着が図られてきた。その意味で、今回再燃したシャリーア問題に対するオバサンジョ新政権の具体的対応が今後の重要な焦点となろう。しかし、軍人国家指導者が州知事を任命・指揮することができた中央集権的な軍事政権時代と比べれば、民政移管後のナイジェリアでは、連邦政府が州政府を規制できる権限は明らかに制約されている。もし、オバサンジョ政権が州政府によるシャリーア導入の行き過ぎに歯止めをかけることができず、クリスチャンの不安を一層募らせ、20年前の1979年憲法制定のときのようななんらかの政治決着を図ることができないような場合には、ナイジェリアはこれまで以上に深刻な宗教暴動の災禍にみまわれることになるかもしれない。

第3節 深刻化するキャンパス・カルト問題

1. キャンパス・カルトをめぐる1999年の動き

近年、ナイジェリアの大学やポリテクニクといった高等教育機関では、カルトによる殺人・傷害・誘拐・強盗・レイプといった暴力事件が頻発している。1999年だけでも、2月にオグン州立大学副学長がカルトのメンバーらによって拉致され、4月にはライバル関係にあるカルト同士がカラバー大学のキャンパス内で発砲事件を起こし、3名の学生が死亡するという事件が発生した。このほか、5月にエヌグ州立工科大学、6月にデルタ州立大学でもそれぞれキャンパス・カルト間の抗争事件が起き、学生や大学職員のなかに死傷者が出ている。また、7月には銃やナイフで武装した数十人のカルト・メンバーがオバフェミ・アウォロウォ大学内の学生寮を襲撃し、かねてより反カルト運動を展開していた学生自治会幹部を含む5名の学生を射殺している。こうしたカルトによる暴力事件のために、ナイジェリアの高等教育機関では、授業が休講となったり、試験が延期されたり、夜間外出が禁止されるなどの措置がしばしば講じられており、通常の研究活動に大きな支障をきたしている。

2. カルトの一般的な特徴

カルト(cult)とは、もともとラテン語のcultus(宗教的崇拜儀式、特定の事物や人物への崇拜)に由来する言葉である。宗教学や宗教社会学においては、新しい宗教運動の一類型とされている。宗教カルトは、既成宗教による信仰を批判し、そこから分離した独自の宗教運動であり、その意味では、西洋キリスト教社会でいうところの、国教としてのチャーチから分かれた宗派としてのセクトの概念に近いといえる。しかし、セクトが既成宗教 例えば、西洋社会におけるキリスト教 の伝統の枠内で自らの正統性を主張するのに対して、宗教カルトは既成宗教とは異なる文化的伝統 西洋社会からみた東洋宗教など にもとづいた宗教的真理を主張する傾向が強い⁶。

しかし、カルトはつねにセクトのような宗教集団であるとは限らない。カルトには、宗教的真理のほかに、難民救済、世界平和、環境保護、人類の繁栄と幸福、人権擁護、貧困からの解放、自己改革、能力開発、健康増進といった諸価値を掲げて活動を展開するグループもある。たしかに宗教とカルトは密接な親和性をもつが、カルトは必ずしも宗教ではなく、宗教カルトは多種多様なカルトのなかの一類型にすぎないといえる。

こうした多様なカルトを厳密に定義することは難しい。しかし、カルトには、次のようない

くつかのほぼ共通した特徴がみられる。すなわち、自分たちだけが真理を追究し、実践しているとみなす独善性、他の価値や教えの受容を拒絶する排他性、社会的な権力をえようとする覇権主義、グループ内の教えや活動を隠そうとする秘密主義、教義やカリスマ的なリーダーの意見のみを絶対視する全体主義などである。

3. ナイジェリアにおけるキャンパス・カルトの展開と活動

ナイジェリアのキャンパス・カルトの起源は、1950年代にイバダンのユニバーシティ・コレッジ（現イバダン大学）で創設された Pirates Confraternity にまでさかのぼることができる。Pirates Confraternity は、もともとイギリスの植民地支配への抵抗を目的として創設された学生秘密結社であった。その初期メンバーのなかにはのちにノーベル文学賞を受賞するウォレ・ショインカもいたといわれている⁷。独立後になると、こうした学生秘密結社は、社会正義の実現、黒人の解放、友愛の促進、道徳意識の向上といった目的を掲げた互助的な学生組織へと発展し、各地の高等教育機関に次々と支部を創設していった。そして、学生秘密結社は、全国的なネットワークを築いて組織の拡大を図る一方で、新入会者の獲得や学生自治会人事の掌握などをめぐってキャンパス内で激しい抗争を繰り返すようになり、その独善性、排他性、秘密主義、攻撃性、暴力性、奇怪なイニシエーションのゆえにキャンパス・カルトの名称で知られるようになった。

現在、キャンパス・カルトはナイジェリア全国に30以上あるといわれており、その事例としては、前述した Pirates Confraternity(別名 Sea Dogs)に加えて、Black Axe、Buccaneers、Dragon、Blood Suckers、Black Berrets、Green Berrets、Vikings、Black Cats、Scorpion、Eiye Confraternity、Blood Spot、Neo-Black Movement、National Association of Adventurers、Ku Klax Klan、Red Devilsなどが挙げられる。また、女子学生のためのカルトとしては、Pink Ladies や Daughters of Jezebel といった組織がある。

カルトの活動は、まず新入生の獲得から始まる。新年度が始まると、学生団体として公には活動することができないカルトは、他の組織や架空の団体の名称などを使って集会を開いたり、新入生を個人的に勧誘するなどにして新入会者を密かに集める。そして、入会希望者が集まると、カルトは入会のためのイニシエーションを行う。イニシエーションの内容はカルトによって異なるが、カルトのなかには、先輩会員が新入会者に対して集団暴行を加えたり、新入会者から集めた血液にアルコールやマリファナなどを混ぜてその液体を飲み交わすといった契約行為を行うグループもある⁸。こうしたイニシエーションを通して、新入会者は、組織への絶対的忠誠、秘密の厳守、会員相互の扶助と友愛の義務、組織のルールに反したときの肉体的罰則の過酷さ、脱会の困難さなどを学ぶことになる。そして、こうした過酷なイニシエーションを耐え抜いた者だけがカルトへの正式入会を許され、組織内だけで通用する独自の呼称を与えられて活動に参加する。

しかし、カルトの活動は、前述した黒人の解放や社会正義の実現といった高邁な目的とはまったく裏腹に、ライバル同士の抗争、授業や試験の妨害、脅迫、強盗、レイプ、女子学生の「所有」をめぐる殺傷、反カルト的な学生や教職員への報復的暴力行為といった自己中心的かつ反社会的なものが多い。ナイジェリアにおける学生秘密結社の老舗的存在である Pirates Confraternity のように、現在ではキャンパス内の抗争から撤退し、キャンパス外にクリニッ

クや病院を開設して社会貢献活動などを展開していると主張する組織もある。しかし、そうした Pirates Confraternity の主張がもし仮に事実であるとしても、それは極めて例外的な事例であり、カルトの大半は依然としてキャンパスを拠点として独自の活動を展開し、そのうちのいくつかは前述したような暴力的かつ反社会的な行為を繰り返している。

4. カルト対策をめぐる問題点と課題

こうしたカルトの活動に対して、これまで大学当局や警察側もまったく対策を講じてこなかったわけではない。例えば、1999年だけを見ても、6月にオグン州立大学が68名のカルト・メンバーのリストを公表し、その退学処分を決定している。また、7月にはエド州アウチの連邦ポリテクニクにおいてカルト・メンバーと思われる32人の学生が逮捕され、その所持品のなかからピストルや銃弾などが押収された。さらに、こうした大学当局と警察によるカルト取り締まりが強化されるなかで、8月にはアビア州立大学などに属する225名のカルト・メンバーがカルトからの集団脱会を自主的に表明している。

しかし、こうした大学や警察によるカルト対策は総じて十分なものとはいえず、キャンパス・カルトの活動はいまだに本格的な沈静化の動きをみせてはいない。また、カルトのなかには、かつてカルト・メンバーであった大学教職員、政府関係者、軍人、地元有力者などを支援者としている組織もあり、そうした外部支援者の存在がキャンパス・カルトの根絶を一層困難なものにしているという。カルトのメンバーは、こうした支援者の協力によって当局の摘発を免れたり、逮捕されてもすぐに釈放されて復学を許されることがあるといわれている。また、支援者がカルトに対して銃器入手のための資金援助をしているとの噂もある。そして、外部支援者は、こうした庇護や資金をカルトに提供するみかえりとして、カルト・メンバーに脅迫や暴行といった「汚れ仕事」などをさせたりするという。こうしたカルトと外部支援者の協力関係が実際に存在するのかどうか、もし存在するとすれば、それはどの程度の協力関係なのかといった点については不明である。しかし、1998年4月に実施された国政選挙では、一部の政治家がカルト・メンバーに500ナイラから1500ナイラ程度の報酬を渡して選挙妨害をさせていたとの報告もある⁹。

キャンパス・カルトは、ナイジェリアにおける一つの重大な社会問題となりつつある。教育分野を重視するオバサンジョ政権も、キャンパス・カルトの根絶をその政策課題の一つとして掲げており、新政権による今後の具体的な対応が注目される。しかし、キャンパス・カルト問題を真に解決するためには、警察や国家諜報機関などによるカルト取り締まりの強化だけでなく、カルト脱会希望者に対するカウンセリングなどの心のケアやカルトを地下に潜伏させないためのカルトの公認団体登録といったより包括的な対策が検討されるべきであろう。

第4節 国内対立の様相と新政権

1. 住民対立の契機

近年、地域住民間に深刻な対立が生じたケースとして注目を集めたのが、南西部オシュン（Osun）州の都市イレ・イフェにおける住民紛争であった。イレ・イフェとは、この地域で支配的なヨルバ語で「イフェ人の町」を意味し、地方政府単位での人口が約19万人（1992年データ）、南北の同じく「イフェ」の名称を冠した二つの地方政府をあわせると、その人口規

模は 40 万人にも達する。商業センターとして国内他地域からの流入民も少なくないのだが、少なくとも外部の眼からは、イレ・イフェの住民は「イフェ人」としてのアイデンティティをもつコミュニティと見なされてきた。

ところが、1997 年を前後してもちあがった地方政府の庁舎移転をめぐる住民間に反目・対立が生じ、「イフェ人」コミュニティが分裂する事態となった。それまで政府庁舎が所在していたイフェ地区の住民にとって、移転先となったモダケケと称される地区は、同地に遅れて流入してきた“新住民”の居住地域と見なされていたからである。イフェ住民は庁舎移転に対する強い異議を唱え、これがモダケケ住民に対する襲撃、焼き討ちへとエスカレートしていった。

同地を所管する地方政府や州政府による説得、調停も効を奏さず、窮余の策として採られた移転撤回は、逆にモダケケ住民の不満を買うことになった。伝統的首長層の介入などがあったものの、住民対立は 2 年余りも収拾に至らず、イレ・イフェ中心部で隣り合う地区の住民の間に大きなしこりを残した。政府庁舎の所在が、単なる便宜の問題ではなく、政治的利権とも深く関わっていることが反目・対立の背景をなしている。ここから生じる住民間の利害の衝突は、長年にわたり共存してきた人々、一体とみなされてきたコミュニティにすら亀裂をもたらしたのである。

地方都市の場合、その土地の主要グループで構成される“旧住民”と、何らかの理由で流入し、定着した“新住民”との関係は、人口におけるアンバランスもあり、常に緊張をはらんでいる。とりわけミドル・ベルトや北部のムスリム住民が多数を占める地域では、クリスチャンの多い南部出身者との社会的、経済的な軋轢がきっかけとなって大規模な衝突に発展し、宗教対立の様相を呈することもしばしばであった¹⁰。シャリーア問題の深刻さは、このあたりの事情とも密接に関わっている。

ナイジェリアには、大小を問わずコミュニティや言語グループによる独自の地方政府設置要求、さらには新州設置運動がたえず続いてきた歴史がある。歴代軍事政権はこれらに譲歩する形で、住民の要求を部分的には実現してきたのだが¹¹、オバサンジョ政権は明確にこれを認めない姿勢をとっている。現在の行政区分が必ずしも合理的でないところもあり、また住民側の政治的要求は強まることもあっても、具体的な施策なしに解消されるとは考えにくい。

2. 権利要求運動の展開と問題点

地域住民による権利要求運動という点では上述の石油産出地域が最も目を引いてきたが、これは今後も各地で展開することが予想される。その特徴の一つと言えるのは、民主化により政治代表選出が可能になったにもかかわらず、こうした政治的手続きを踏んで要求の実現を図るといったやり方を住民が選択しないことである。地域レベルにも既成政党の支部やこれに連なる有力者が存在するにもかかわらず、住民は連邦政府ないしはそれに連なる責任主体に対して直接要求するやり方をとっている。

石油産出地域について言えば、国際的影響力を示したオゴニ人、とりわけ MOSOP のケースがモデルとなり、たとえば隣接する有力グループであるイジョ（Ijaw）人の間でも権利要求運動が活発化し、その組織化が進んでいる。漁撈民としての歴史的背景を有するイジョ人は、政府主導の国内開発からの恩恵を受けることが少なく、また周辺グループとの交渉も希薄であっ

た。言語グループとして数百万人という人口規模を有しながら、その政治的影響力は北部の同規模のグループには遠く及ばず、これがオゴニ型の運動を展開することになった理由とも考えられる。

こうした運動形態をとったことによる問題点の一つは、運動そのものにおけるリーダーシップの欠如である。イジョ人の場合、同一の言語グループとしてのゆるやかな一体感こそあれ、デルタ地帯という近隣住民との交通がままならない地理的条件と、それゆえにコミュニティどうしが親和性を欠いてきた歴史が、統一的なリーダーの輩出を困難なものとしてきた。ケン・サロ＝ウィワという類希なる人材を得たオゴニ人の場合ですら、権利要求運動全体は決して一枚岩ではなかったのである。

結果的に、グループとしての運動の中核的主体は形成されず、サブ・グループに細分化された運動が展開することになる。まがりなりにも組織的には MOSOP に統一されていたオゴニ人の運動とは異なり、イジョ人の場合には同様の目的を掲げた組織が乱立した。青年組織だけをとってみても、たとえば「イジョ青年会議」と「全イジョ青年会議」と称する二つの組織が併存しており、前者が直接行動、後者が政治的運動をそれぞれ重視していること以外、両者を差別化することは困難である。こうした事態が運動としてのバーゲニング・パワーを減じさせている点は否めない。

3．対立の本質と政権の課題

住民対立や権利要求運動に焦点を当ててみると、自らの利害をあからさまに主張する国内諸グループの姿が浮かび上がってくる。歴代軍事政権の下では、軍人をはじめとする有力者のチャンネルを通じてしか追求できなかった経済的、政治的利害を、より直接的な方法で実現しようとする人々とその組織とが立ち現れてきた。民政移管後、国民のあいだには新政権に対する大きな期待があり、これが利害表明に結びついたと考えるのが妥当であろう。だが反面、独立以来の政治的混乱の歴史と、これが軍部の介入を招いてきた事実とを想起すれば、それらへの対処がオバサンジョ政権にとって重要な課題であることがわかる。

ナイジェリア国民のガバナビリティという観点からしても、その人口規模と多様さ、さらに気質という点において、オバサンジョ政権の課題は容易なものではない。本来であれば各政府レベルでの利害調整があり、連邦政府が最終的な権限をもつべきである。しかし、現在起こっている事態は、シャリーア問題におけるザンファラ州のように州政府までが特定の利害を前面に押しだし、しかも石油産出地域のサブ・グループの要求にまで連邦政府が対応しなければならない状況が現出している。

行政能力の点から言っても、これらすべての要求に対処することは連邦政府にとっても困難である。オバサンジョ政権は閣僚増員とその任命における地域バランスの確保という形式的対応こそ先行させたものの、実質的な調整メカニズムは何ら整備できていない。この点で石油産出地域開発委員会（OMPADEC）の廃止とナイジャー・デルタ開発委員会（NDDC）新設が今後の政権運営の試金石と言えるのである。OMPADEC について問題視されている伝統的首長層をはじめとした既得権益層の影響力を排除しつつ、地域住民の利害を実現する制度として NDDC を整備できるか否か。さらに、石油収入配分について国家的コンセンサスを醸成できるか否かが、政権に問われることになる。

これとも関わる問題として、社会の「持たざる」層からの不満への対処ということがある。ナイジャー・デルタにおける対立は、それまで経済的恩恵に浴してこなかった人々、特に青年層の根強い不満がもたらしたと言っても過言ではない。上述したイジョ人青年組織による活動の過激化¹²はそれを象徴するものではあるが、ナイジェリア社会では必ずしも突出した動きとは言えまい。前節でとりあげたキャンパス・カルトをはじめ、地域社会での暴力や組織犯罪への関与など、青少年をめぐる問題はいよいよ深刻化しつつある。オバサンジョ政権が教育問題を重視する理由の一端はここにあり、基礎教育の建て直しが政権のいま一つの課題とされるに至った。これについては次章で詳細な検討を加えることにする。

(望月克哉：はじめに、第4節)

(林正樹：第1節)

(落合雄彦：第2、3節)

注)

- 1 島田周平『地域間対立の地域構造』大明堂,1992年,181-184頁。
- 2 Suberu,R.T., *Ethnic Minority Conflicts and Governance in Nigeria*, Ibadan:., Spectrum Books, 1996, pp.29-30.
- 3 Osaghae,E.E., "The Ogoni Uprising: Oil Politics, Minority Agitation and the Future of the Nigerian State," *African Affairs*, Vol.94, No.376, July 1995, pp325-344.
- 4 Suberu, R.T., *op.cit.*, 1996, p29.
- 5 African Development Consulting Group, *The Nigerian Oil Industry-1998/99 edition*,Lagos:,African Development Consulting Group, p94.
- 6 中野毅「反カルト運動とアメリカ・ナショナリズム」、中野毅、飯田剛史、中山弘編『宗教とナショナリズム』所収、世界思想社、1997年、98ページ
- 7 Israel 'Kelue Okoya, "Emergent 'Power Blocks' and Peaceful Co-Existence in Nigeria: a Critical Exploration of Secret Cults in Nigerian Tertiary Institutions," *Africa Peace Review*, Vol.2, No1, April 1998, p.66.
- 8 *Ibid.*, pp.69-71.
- 9 *Ibid.*, pp.78-79.
- 10 とりわけ北部諸都市での宗教暴動(religious riot)は大規模かつ長期にわたるものが多く、たとえば1980年12月にカノ(犠牲者5000人)から始まった「マイタツイン(Maitatsine)暴動」は、以後もくすぶりつつ82年12月のマイドゥグリ(同4000人)、84年3月のヨラ(同1000人)と尾を引き、85年4月のゴンベ(同100人)でようやく終息したと言われる(Toyin Falola, *Violence in Nigeria: The Crisis of Religious Politics and Secular Ideologies*, Rochester,,: University of Rochester Press, 1998, p.137)。
- 11 最近の例としては、1996年10月にアバチャ軍事政権が6つの州((バイエルサ、エボンイ、エキティ、ゴンベ、ナサラワ、ザンファラ))と183の地方政府の新設を承認している。
- 12 1998年10月以降、イジョ人青年層の中には石油会社に対する直接行動にでるものが現れ、石油関連施設・資機材の占拠・奪取が頻発したほか、同12月には同地域で操業する企業に対して2週間以内の撤退をせまる最後通告を突きつけるに至った。(Africa Research Bulletin,

